

審 査 基 準

令和6年3月1日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第78条第5項
処分の概要	道路使用許可証の再交付
原権者	警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官）
法令の定め	道路交通法施行規則第12条（道路使用許可証の再交付の申請）
審査基準	法令の定めによる
標準処理期間	3日
申請先	許可地域を管轄する警察署の交通課窓口に提出して下さい。
問い合わせ先	各警察署もしくは、警察本部交通部交通規制課 (048) 832-0110
備考	